特別な指導について

特別な指導とは

加計小学校の生徒指導規程より

(特別な指導)

- 第12条 特別な指導では、説諭・反省文を書かせる等、発達段階に応じた反省指導を行う。
 - 2 特別な指導は、必ず複数の教員で行う。
 - 3 特別な指導の際には、指導にあたった教員が時系列で記録をとる。
 - 4 特別な指導は、別室にて行い、その後、担任・生徒指導主事が保護者連絡を行う。
 - 5 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。

と定めています。

特別な指導実施手順

(1) 事実確認等

問題行動特別な指導

教師	児童
①事実確認	・クールダウン
②振り返る 傾聴 質問	・振り返る
※一方的にならないように	・反省する
③反省指導 (反省文)	

生徒指導会議の招集(校長・教頭・生徒指導主事・保健主事・担任)

(2) 別室反省指導等



≪繰り返す・悪質≫

≪振り返り指導,内省指導≫

○目的 経緯の確認・反省を促し、繰り返さないようにさせるとともに、より良い学校生活を送る意欲や態度を育てる。

教師	児童
○児童理解・共感	①自分を見つめる(反省文)
教育愛に基づいた生徒指導	②ソーシャルスキル
	アンガーマネジメントトレーニング
○授業態度の観察	③日々の振り返り

別室反省指導

 $1\sim5$ 日

授業反省指導

 $5 \sim 10 日$

特別な指導実施後の保護者への伝達について

- 別室反省指導を行った場合には、以下の手順で特別な指導を実施したことに 1 ついて説明する。
- ① 別室反省指導を行った日の夕方、保護者に来校してもらう。 対応(校長・担任・生徒指導主事)

- ② 校長が、特別な指導について簡単に説明を行う。
- ③ 生徒指導主事が、指導事項についての説明を行う。
- ④ 児童が反省文を読み、保護者に伝える。
- (5) 担任・生徒指導主事から別室反省指導実施時の様子等、補足をする。
- ⑥ 担任が、その後頑張っている点を補足して伝える。
- ⑦ 同じことが2度と起こらないよう、保護者の前で約束する。
- ⑧ 校長が、通常通り学級で学習することができるか否か最終判断を行い、保護者・本人に伝える。
- ⑨ 担任・生徒指導主事が、今後の指導(学級・学校で取組むこと)について説明する。
- 事実確認等を行った場合には、以下の手順で特別な指導を実施したことについ 2 て説明する。
 - ① 家庭訪問をする。

対応(担任・生徒指導主事)

- ② 生徒指導主事が、指導事項についての説明を行う。
- ③ 児童の反省文を保護者に見てもらう。
- ④ 担任・生徒指導主事から事実確認等、実施時の様子等、補足をする。
- ⑤ 担任が、その後頑張っている点や、様子等を補足して伝える。
- ⑥ 本人が同席している場合、同じことが2度と起こらないよう、保護者と約束する。
- ⑦ 担任・生徒指導主事が、今後の指導(学級・学校で取組むこと)について説明する。
- ※ 学校に来てもらう際には、教頭・担任・生徒指導主事とで対応する。